

## 競争的研究費等の取扱いに関する規程

2024年9月6日

LQUOM株式会社 代表取締役 新関和哉

### 第1条（目的）

本規程は、LQUOM株式会社（以下、「会社」という。）における競争的研究費等の取扱いに関し、適正に運営及び管理・執行するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

### 第2条（適用範囲）

1. 本規程は、会社が競争的研究費等を使用して実施する事業等を適用範囲とし、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員（役員、社員、契約社員、協力社員、パートタイマー等）を対象とする。
2. 本規程の下位に必要な応じ、各条項の細部の取扱い等を規定する細則または実施マニュアルを置く。
3. 競争的研究費等の運営及び管理・執行については、関係法令又はそれらに基づく特別な定めのある場合を除き、この規程を適用するものとする。

### 第3条（定義）

本規程において「競争的研究費等」とは、原則として国・地方自治体および独立行政法人等（配分機関という）から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金のことをいう。

### 第4条（責任と権限）

1. 会社の競争的研究費等を適正に運営及び管理・執行するために最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を置く。
2. 最高管理責任者は代表取締役とする。最高管理責任者は、会社全体を統括し、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、競争的研究費等の運営・管理について最終責任を負うものとする。
3. 統括管理責任者は最高管理責任者が指定する者とする。統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営・管理について、全体を統括する実質的な責任と権限をもつものとする。また、防止計画推進部署を指名し、不正防止計画を始めとする具体的な対策を策定するとともに実施状況を最高管理責任者に報告する。
4. コンプライアンス推進責任者は最高管理責任者が指名する者とする。コンプライアンス推進責任者は競争的研究費等の不正防止を図るため、運営・管理に際し実質的な責任と権限を有し、コンプライアンス教育（定期的な啓発活動を含む）の実施・監督・モニ

タリングを行う。コンプライアンス違反または恐れがある場合の対策（調査・解決・再発防止策）を策定し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告する。また必要に応じて改善を指導する。

5. コンプライアンス推進責任者はコンプライアンス推進副責任者を指名することができる。コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス教育の実施・監督・モニタリング・対策・啓発活動・実施状況確認の補佐を行う。

#### 第5条（周知）

管理責任体制については、社内および社外へ周知・公表するものとし、社外への公表については、会社ホームページ上に公表するものとする。

#### 第6条（コンプライアンス教育）

1. 統括管理責任者は、コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画を策定する。
2. コンプライアンス教育は、競争的研究費等の運営・管理に関わる構成員に対して、本規程および「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」等を用いて実施し、アンケート等により教育受講者の理解度を把握する。理解度の低い受講者に対しては再度コンプライアンス教育を実施する。
3. コンプライアンス教育は、具体的な事例・会社への影響・運用ルール・手続き・告発等の制度などの順守すべき事項を含めるものとする。
4. コンプライアンス教育は、会社の懲戒処分・自らの弁償責任・配分機関における申請資格の制限・研究費の返還等の措置などの不正が発覚した場合の事項を含めるものとする。

#### 第7条（誓約書の提出）

1. コンプライアンス推進責任者は、競争的研究費等の運営・管理に関わる者に対し、行動規範を定め、その内容を遵守する旨の誓約を事業開始前後の時期に求める。
2. 誓約には以下の事項を盛り込む。
  - ① 会社の規則等を遵守すること
  - ② 不正を行わないこと
  - ③ 規則に違反して不正を行った場合は、会社や競争的資金等の配分機関による処分および法的な責任を負担すること
  - ④ コンプライアンス教育が完了されたこと

#### 第8条（不正行為の通報）

1. 会社内外からの通報を受ける窓口として、相談窓口および告発窓口を置く。
2. 相談窓口は会社内従業員においては上司、所属長、コーポレート部門とする。会社外に

においては連絡担当者もしくはコンタクトフォームとする。

3. 告発窓口は会社内従業員においては上司、所属長、コーポレート部門とする。会社外においては連絡担当者もしくはコンタクトフォーム、及び会社に属さない第三者（弁護士・税理士・社労士・公認会計士等、もしくは行政機関）とする。
4. 不正行為の通報は、告発者の保護の観点から、個人名や識別情報が隠される方法を用いることが望ましい。また秘密保持の旨を可能な限り文面で記載すること。ただし確認や調査作業を行うために連絡可能な方法にする必要がある。
5. 不正行為の通報（報道や会計検査院等の外部機関及び第2項の第三者からの通報、指摘を含む）を受け付けた場合は、速やかに最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者に報告する。ただし通報者の保護の観点から、通報があったことを上記以外の者には可能な限り伝えないことが望ましい。統括管理責任者は通報の内容の合理性を確認し、調査の要否を判断するとともに、合理性が確認された場合には、通報の受付から30日以内に当該調査の要否を競争的研究費等の配分機関に報告する。

#### 第9条（調査の実施）

1. 調査が必要とされた場合は、調査委員会を設置して調査を実施する。調査委員会は、不正の有無およびその内容、関与した者およびその関与の程度、不正使用の相当額について調査を実施する。
2. 不正に関する調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、会社に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含む調査委員会を設置する。また、第三者の調査委員は会社および通報者、被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
3. 会社は必要に応じて、被通報者等の調査対象になっている者に対し、調査対象制度の競争的研究費等の使用停止を命ずることができる。
4. 調査委員会は、不正の有無および不正の内容、関与した者およびその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。
5. 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象および方法等について競争的研究費等を配分する機関に報告、協議しなければならない。
6. 通報の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者がかかわる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を競争的研究費等の配分機関に提出する。また、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を競争的研究費等の配分機関に提出する。
7. 調査過程であっても不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、競争的研究費等の配分機関に報告する。
8. 競争的研究費等の配分機関の求めに応じ、当該事業に係る資料の提出または閲覧、現地調査、調査の進捗状況および中間報告を求めた場合は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、調査終了前であっても応じる。

#### 第10条（不正に対する懲戒処分）

1. 調査委員会において不正が行われたと判断された場合は、会社の就業規則等に従って、その懲戒処分を決定する。
2. 不正に関与した取引業者に対しては、不正に支出された当該競争的研究費等の返還を求めるとともに、不正への関与の度合いを勘案し、それに応じて一定期間の取引停止等の処分とする。

#### 第11条（執行状況の検証）

1. 競争的研究費等の執行状況については、当初計画と比較して著しく遅れていないか、また計画の遂行に問題がないかを確認し、問題が認められる場合には改善策を協議する。
2. 正当な理由により予算の執行が当初計画より遅れる場合においては、繰越制度等を積極的に活用する。また、予算を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響がないことを周知徹底する。

#### 第12条（取引業者に対する対応）

取引業者に対し、誓約書等の提出を求める場合がある。主に取引金額や取引実績により決定される。コンプライアンス推進責任者が不要と判断した場合はその限りではない。

#### 第13条（モニタリングおよび監査）

1. コンプライアンス推進責任者が行ったモニタリングによって明らかになった不正発生要因は、監事により不正防止計画への反映が確認される。また監事は不正防止計画が適切に実施されていることを確認し、内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から統括管理責任者やコンプライアンス推進責任者に報告する。
2. 監査については、会社の内部監査規程に定めるところにより実施する。

以上。